

## みちピカ事業の実施に関する要綱

### (趣旨)

- 第1条 道路愛護団体（以下「愛護団体」という。）が自発的意志のもと徳島市管理道路の一定区間の清掃を行う道路アドプト事業に関し、市長は、これを支援することにより、道路の環境美化だけでなく、道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発するものとする。
- 2 本市における道路アドプト事業及び本市の支援事業の総称を「みちピカ事業」とする。

### (実施区間)

- 第2条 みちピカ事業として認定の対象となる区間は、連続して200メートル以上の延長をもつ道路維持課管理の歩道等とする。

### (愛護団体の認定基準)

- 第3条 みちピカ事業を行うことの認定を受けることができる愛護団体は、実施区間において清掃のボランティア活動をおおむね年4回以上行おうとする団体で、原則として次の各号のいずれかに該当する団体とする。なお、小中学生が参加する場合は、成人（保護者又は教育関係者）の立会のもとでみちピカ事業を行うものとする。
- (1) 町内会等の地域住民団体
  - (2) 企業又はその従業員の団体
  - (3) 小学生（小学5年生以上に限る。）、中学生、高校生及び学生の団体
  - (4) その他道路愛護活動を行う団体

### (愛護団体の認定)

- 第4条 みちピカ事業の認定を受けようとする愛護団体は、みちピカ事業認定申請書（別記様式第1号）、みちピカ事業計画書（別記様式第2号）及び構成員名簿（別記様式第3号）を市長に提出し、認定を受けるものとする。
- 2 市長は、認定したときは、愛護団体にみちピカ事業に関する認定書を交付するものとする。

### (活動内容)

- 第5条 愛護団体は、実施区間において、道路の清掃及び除草（草刈り）を行う。

### (支援)

- 第6条 市長は、みちピカ事業を行うことに関し認定を受けた愛護団体に対し、次の各号に掲げる支援を行う。
- (1) 軍手、タオル及びゴミ袋等を支給する。
  - (2) 愛護団体が集積し、本市の指定する処分場へ搬入されたゴミを処理する。
  - (3) みちピカ事業参加者に係る傷害保険、賠償保険への加入費用を負担する。

### (表示板の設置)

- 第7条 愛護団体の活動を顕彰するため、必要に応じ、みちピカ事業の表示板を設置することができる。

2 表示板の設置は、道路管理上支障のない場所に徳島市と愛護団体が共同で設置し、維持管理する。

(ゴミ処理)

第8条 愛護団体は、一般廃棄物の一般ゴミを本市の分別方法に従って集積し、本市の指定する処分場へ搬入するものとする。

(作業計画)

第9条 代表者は、毎年2月末までに、翌年度のみちピカ事業計画書及び構成員名簿を市長に提出するものとする。

(事業実施報告)

第10条 代表者は、事業終了後2週間以内にみちピカ事業実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(安全の確保)

第11条 事業に係る安全対策等については、愛護団体が責任をもって行い、事業を開始する前に代表者が参加者全員に安全指導を行うとともに、安全要員を配置するなど、十分な配慮をしなければならない。

(事故の報告)

第12条 愛護団体は、みちピカ事業の実施中に事故が起こったときは、直ちに市長に連絡するとともに、みちピカ事業事故発生報告書(別記様式第5号)を市長に速やかに提出するものとする。

(変更または活動廃止の届出)

第13条 愛護団体は、事業内容に変更を生じたとき、事業を停止したとき、又は事業を中止したときは、市長に速やかにみちピカ事業変更・停止・中止届出書(別記様式第6号)を提出するものとする。

(認定の解除)

第14条 市長は、愛護団体が認定書に定める義務を果たしていないと認めるとき、又は愛護団体としてふさわしくないと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から実施する